

各務原市監査委員告示第3号

平成29年3月21日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

平成29年5月25日

各務原市監査委員 松村 昌明

各務原市監査委員 五島 浩利

各務原市監査委員 水野 盛俊

記

第一 請求の受付

1 請求人

住 所 (略)

氏 名 (略)

2 請求書の提出日

請求書の日付は平成29年3月21日付けである。なお郵送で提出されたため、平成29年3月22日に受付をした。

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書は、別紙1(略)のとおりである。

4 請求の受理

請求が所要の法定要件を具備しているものと認め、平成29年3月27日付けで受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年4月14日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

6 関係職員の陳述の聴取

平成29年4月14日に、市長公室人事課の職員（市長公室人事課長ほか1名）から陳述を聴取した。なお、同日、別紙2のとおり弁明書の提出がなされた。

7 請求書の内容

請求書に記載されている事項及び事実証明書並びに陳述の内容から監査請求の要旨を次のように解した。

(1) 主張事実

市は社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「市社協」という）との間で「各務原市社会福祉協議会への派遣職員に関する協定書（以下「協定書」という）を交わしたうえで、市職員（部長級）を市社協に派遣し、その職員の給料等を負担している。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条によれば、派遣先団体名は条例又は条例で委任を受けた規則で定められていなければならないが、市の条例や規則には市社協の名称は記されていない。よって市による市社協へ派遣された部長級職員への給与支払いは無効な協定書によるものであり、その支出は違法な財務会計上の行為である。

(2) 措置要求

市社協へ派遣された部長級職員への給与支払いは無効な協定書によるものであり、その支出は違法又は不当な財務会計上の行為であるため、それによって市が被った被害を補填するための必要な措置を求める。

第二 監査の実施

1 監査対象事項

職員措置請求書に記載されている事項及び請求人の陳述の内容から、派遣先団体として市社協の名称を市の条例又は規則に規定しない状態で協定書を交わし、それに基づいて市が派遣職員の給料等を負担したことが、違法若しくは不当な公金の支出にあたり、それによって市が損害を被ったか否かを本件にかかる監査対象事項とした。

2 監査対象機関

請求があつた事務を担当している市長公室人事課を監査対象機関として、平成29年4月6日に市長公室人事課の職員（人事課長および人事課長補佐兼人事研修係長）に対して事情聴取等を行うことにより監査を実施した。

第三 監査の結果

1 事実関係の確認

平成14年4月1日	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」施行 これに伴い「各務原市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という）」及び同条例施行規則（以下「派遣規則」という）も施行
平成28年3月30日	市と市社協が協定書を取り交わす。
平成28年4月1日	協定書に基づき市から市社協に職員が派遣される。

2 監査委員の判断

請求人は、「派遣先団体名は各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例で定められていなければならない。又は、規則に委任されていなければならない。しかし、市条例及び施行規則には、市社協の名称は記されていない。よって、協定書は、法に基づく派遣先団体（公益的法人等）との有効な協定書と認められない。」と述べている。

派遣条例第2条第1項第3号は職員を派遣する取決めができる団体として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項第3号に規定するものを規定している。同法第2条第1項第3号に規定するものとは、「特別の法律により設立された法人（略）で政令で定めるもの」であり、その政令とは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令（平成12年政令第523号）（以下「政令」という）」を指す。政令第31号には「社会福祉法人」と明示されており、その結果、各務原市においては派遣条例により社会福祉法人である市社協への職員派遣が可能となっていると解される。

以上のことから、市社協へ派遣された部長級職員への給料等の支払いは有効な協定書によるものであり、その協定書に基づいて派遣職員の給料等を一般会計から支出したことは、違法又は不当な公金の支出にあたるということとはできず、これにより市に損害が発生しているとはいえない。

以上のことから、本件措置請求は理由がないものと判断し、請求を棄却する。

第四 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、以下のことを付言する。

本市の派遣条例第2条第1項第3号は、派遣先団体として「特別の法律により設立された法人（略）で政令で定めるもの」と規定している。県内の他市の状況をみると、本市のように団体の範囲のみを規定しているところも見受けられるが、規則において具体的な団体名を明示しているところが多い。

職員派遣の可否については、各地方公共団体において、適切に判断すべきものであるが、現在、政令で定められた法人の中には本市との密接関連性等が低い法人も見受けられる。派遣条例及び派遣規則の規定については、今一度、法の趣旨等を踏まえ、又、他市町村の規定も参考のうえ、再度検討されたい。

平成 29 年 4 月 12 日

各務原市代表監査委員
松村 昌明 様

各務原市長 浅野 健司

弁明書

平成 29 年 3 月 22 日付け、28 各監委第 64 号にて通知のありました各務原市職員措置請求書に対して、下記のとおり弁明します。

記

公益的法人等への各務原市職員の派遣先については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項で「任命権者（略）は、次に掲げる団体のうち、（中略）条例で定めるもの（略）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（略）を派遣することができる」と規定されています。

「次に掲げる団体」の 1 つとして、同項第 3 号において、「特別の法律により設立された法人（略）で政令で定めるもの」と定められており、「政令で定めるもの」とは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成 12 年政令第 523 号）で定めるものことであり、同令第 31 号にて「社会福祉法人」を定めています。

次に、「条例で定めるもの」とは、各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年条例第 5 号）で定めるものであり、同条例第 2 条第 1 項第 3 号にて「法（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）第 2 条第 1 項第 3 号に規定するもの」と定めており、上述しましたとおり「社会福祉法人」が含まれています。

以上のことから、各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び同条例施行規則に、派遣先団体名として各務原市社会福祉協議会の名称が記されていないなくても、現行条例により、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会は、職員派遣をすることができる団体として認められます。

そのため、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会との間で交わした各務原市社会福祉協議会への派遣職員に関する協定書（平成 28 年 3 月 30 日）は、有効な協定書であると考えております。